

○東京藝術大学副学長に関する規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成25年3月28日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 令和元年10月17日

(目的)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第41条の規定に基づき、東京藝術大学副学長（以下「副学長」という。）の職務その他必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長は、前項に掲げるもののほか、学長から特に指示があった場合は、東京藝術大学理事室規則に規定する特定の理事室について、室長として業務を所掌することができる。

(任命)

第3条 副学長は、本学の役員又は職員のうちから学長が指名するものをもって充てる。

2 学長は、前項の任命を行ったときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期)

第4条 副学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、当該副学長を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 学長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合は、副学長は辞任しなければならない。ただし、後任の学長が任命されるまでの間は、引き続き在任するものとする。

(解除)

第5条 学長は、前条に基づき定めた任期の途中においても、副学長を免ずることができる。

2 学長は、前項に基づき副学長を免じたときは、役員会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学副学長に関する規則（平成13年3月27日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月17日から施行する。